平成２４年（フ）第１５３号

長崎県東彼杵郡波佐見町小樽郷450番地４

破産者　金正　和彦

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号

長崎県佐世保市松山町12番12号、旧住所長崎県佐世保市大黒町11番30号　ティーンズタウン大黒314

破産者　森　あい子

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号

長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1408番地、旧住所福岡県春日市宝町２丁目21番地１　メゾンド・ファミーユ402号

破産者　高見　理恵

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号

長崎県佐世保市陣の内町802番地

破産者　原　　昭子

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号

長崎県佐世保市梅田町51番地３　Ｂ号室、旧住所長崎県佐世保市松山町504番地

破産者　中川　　始

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号

長崎県佐世保市広田２丁目190番地３　グランディール403、旧住所福岡県大川市大字北古賀268番地１

破産者　岩田　政憲

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号

長崎県佐世保市木宮町３番35号　上田ビル302、旧住所長崎県佐世保市新田町10番地11

破産者　鈴木　恵美（旧姓又野）

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号

宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2971番地40　中馬住宅16号

破産者　手島　樹理

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１３６号

宮崎県延岡市追内町652番地

破産者　河野加代子

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１４１号

宮崎県延岡市富美山町139番地４

破産者　廣瀬　光信

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第９６号

鹿児島県霧島市国分清水四丁目27番11号

破産者　片平　祐介

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第９９号

鹿児島県姶良市西餅田2600番地村田貸家Ｄ棟

破産者　永井　麻生（旧姓川田）

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号

沖縄県中頭郡中城村南上原409―５　オアシスふてんま202、住民票上の住所沖縄県宜野湾市字愛知192番地４

破産者　平良　貴弘

1　決定年月日　平成24年12月19日

2　主文　破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部

弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成二一年一二月一六日臨時総会決議・平成二二年一二月一〇日改正・平成二八年一二月七日改正・平成二二年一二月四日改正）の一部改正公告

弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成二一年一二月一六日臨時総会決議・平成二二年一二月一〇日改正・平成二八年一二月七日改正・平成二二年一二月四日改正）の一部を左の通り改正したので公告する

平成二十四年十二月七日

日本弁護士連合会

弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成二一年一二月一六日臨時総会決議・平成二二年一二月一〇日改正・平成二八年一二月七日改正・平成二二年一二月四日改正）中一部改正

弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件（平成二一年一二月一六日臨時総会決議・平成二六年一二月一〇日改正・平成二八年一二月七日改正・平成二二年一二月四日改正）の一部を次のように改正する。

第二中「七〇〇円」を「六〇〇円」に改める。

第四中「平成二二年四月から平成二五年三月まで」を「平成二五年四月から平成二八年三月まで」に改める。

附　則

第二及び第四の改正規定は、平成二五年四月一日から施行する。

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程制定公告

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程（平成二十四年十二月七日会規第九十四号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十四年十二月七日

日本弁護士連合会

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程　（平成二十四年十二月七日会規第九十四号）

（目的）

第一条　この規程は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が行う弁護士過疎・偏在対策事業に関する基本的事項を定めることにより、市民の弁護士に対するアクセスの向上を図り、もって裁判を受ける権利その他の基本的人権を擁護することを目的とする。

（弁護士過疎・偏在対策事業）

第二条　本会は、弁護士過疎・偏在対策事業として、次に掲げる事業を行う。

一　法律相談センター援助事業

二　公設事務所援助事業

三　偏在対応弁護士等経済的支援事業

四　新人弁護士等準備・養成等援助事業

五　その他前各号に関連する一切の事業

（日弁連ひまわり基金）

第三条　本会は、前条の弁護士過疎・偏在対策事業を行うため日弁連ひまわり基金を設置する。

２　日弁連ひまわり基金の会計は、特別会計とする。

３　日弁連ひまわり基金は前条の弁護士過疎・偏在対策事業その他これに関連して規則で定めるもののために支出するものとし、個別の支出は経理委員会の議を経て行う。

（規則への委任）

第四条　この規程に定めるもののほか、第二条の弁護士過疎・偏在対策事業の内容、手続、日弁連ひまわり基金の収入、支出、管理その他この規程を実施するために必要な事項は、別に規則で定める。

附　則

１　この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

２　弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程（会規第八十二号）は、廃止する。